

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
目次 第1章 総則（第1条） 第2章 定年制度（第2条―第5条） 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条） 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条） 第5章 雑則（第14条） 付則 第1章 総則 （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項および第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項までならびに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2章 定年制度 第2条 （略） （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 （定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項および次項において同じ。）（第9条第1項または第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条および第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項または</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項までおよび第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 （略） （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、清掃員、火葬員および用務員の定年は、年齢63年とする。</u> （定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u>

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。 (1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。 (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> 2 任命権者は、前項の期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合</u>または前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員および第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限または第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u> 5 (略) 第5条 (略) 第3章 管理監督職勤務上限年齢制	(1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u> (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u> (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u> 2 任命権者は、前項の期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合</u>または前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、第1項の期限または第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u> 5 (略) 第5条 (略)

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u> 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第11条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年草津市条例第20号)第4条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。 <u>(管理監督職勤務上限年齢)</u> 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 <u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u> 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。 (1) 当該職員の人事評価の結果または勤務の状況および職務経験等に基づき、降任または転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条および第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)および当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。 (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。 (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階または当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。 (管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用の制限の特例) 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。 (1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。 (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。 2 任命権者は、前項またはこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
 草津市職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力および当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、または当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができる。 4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、または前項もしくはこの項の規定により異動期間（前3項またはこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u> 第10条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合および同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。 <u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u> 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。 第4章 定年前再任用短時間勤務制 <u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u> 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条および次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条および次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。 第5章 雑則	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例												
第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。 付 則 1～2 (略) (定年に関する経過措置) 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td>61年</td></tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td>62年</td></tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63年</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64年</td></tr> </table> 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年草津市条例第 号）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63年</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64年</td></tr> </table> (情報の提供および勤務の意思の確認) 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	付 則 1～2 (略)
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年												
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年												
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年												
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年												
令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年												
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年												

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員定数条例の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条 (略) (職員の定数) 第2条 職員の定数は、併任者を除き、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 市長の事務部局の職員 <u>592人</u> (3) (略) (4) 教育委員会の事務部局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>137人</u> (5)～(8) (略) (9) 合計 <u>796人</u> 2 (略) 第3条～第4条 (略)	第1条 (略) (職員の定数) 第2条 職員の定数は、併任者を除き、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 市長の事務部局の職員 <u>587人</u> (3) (略) (4) 教育委員会の事務部局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>136人</u> (5)～(8) (略) (9) 合計 <u>790人</u> 2 (略) 第3条～第4条 (略)

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第3条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条 (略) (職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(6) (略)</u> 3 (略) 第3条～第10条 (略) (法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(6) (略)</u> 第12条～第19条 (略)	第1条 (略) (職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) (略) (5) (略) 3 (略) 第3条～第10条 (略) (法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) (略) (5) (略) 第12条～第19条 (略)

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第4条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第2条 (略) (任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員および法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) (略) 第4条～第8条 (略)	第1条～第2条 (略) (任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員および法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) (略) 第4条～第8条 (略)

草津市職員の定年等に条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部改正（第5条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第2条 (略) (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u> 第4条～第5条 (略)	第1条～第2条 (略) (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下、給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。 第4条～第5条 (略)

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第6条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条 (略) (1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項もしくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4～5 (略) (週休日および勤務時間の割振り) 第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>および任期付短時間勤務職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 (略) 2 任命権者は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児	第1条 (略) (1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 地方公務員法第28条の4第1項および第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4～5 (略) (週休日および勤務時間の割振り) 第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>および任期付短時間勤務職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 (略) 2 任命権者は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第6条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあっては8日以上（週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等および<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。	短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあっては8日以上（週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等および<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。
第5条～第11条 （略）	第5条～第11条 （略）
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。	第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
(1) 次号および第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等および<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）	(1) 次号および第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等および<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）
(2)～(3) （略）	(2)～(3) （略）
2～3 （略）	2～3 （略）
第13条～第18条 （略）	第13条～第18条 （略）
（非常勤の職員の勤務時間、休暇等）	（非常勤の職員の勤務時間、休暇等）
第19条 非常勤の職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。	第19条 非常勤の職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第7条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)			旧 条 例		
第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)			第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)		
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。			第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。		
(1)～(2) (略)			(1)～(2) (略)		
(3) <u>草津市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>			(3) (略)		
(4) (略)			(4) (略)		
(5) (略)			第2条の2～第9条 (略)		
第2条の2～第9条 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員)			(育児短時間勤務をすることができない職員)		
第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。			第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) <u>草津市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>			(2) (略)		
(3) (略)			第11条～第16条 (略)		
第11条～第16条 (略) (育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての草津市職員の給与に関する条例の特例)			(育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての草津市職員の給与に関する条例の特例)		
第17条 育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての草津市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる草津市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第17条 育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての草津市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる草津市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第6条第1項、第2項および	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規	第6条第1項、第2項および	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第7条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)			旧 条 例		
び第4項		定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする	び第4項		定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第11条	定年前 再任用 短時間 勤務職員	育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務または同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)	第6条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
	勤務時間 条例第2条 第3項	勤務時間条例第2条第2項	第11条	再任用 短時間 勤務職員	育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務または同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)
第15条 第2項第2号	定年前 再任用 短時間 勤務職員	育児短時間勤務職員等		勤務時間 条例第2条 第3項	勤務時間条例第2条第2項
(略)	(略)	(略)	第15条 第2項第2号	再任用 短時間 勤務職員	育児短時間勤務職員等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第18条～第19条 (略) (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての草津市職員の給与に関する条例の特例)			第18条～第19条 (略) (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての草津市職員の給与に関する条例の特例)		
第20条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての草津市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる草津市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第20条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての草津市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる草津市職員の給与に関する条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第7条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)			旧 条 例		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第11条	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	育児休業法第18条第1項の規定による短時間勤務をしている職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。）	第11条	再任用 短時間 勤務職 員	育児休業法第18条第1項の規定による短時間勤務をしている職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。）
	勤務時間 条例第2 条第3項	勤務時間条例第2条第4項		勤務時間 条例第2 条第3項	勤務時間条例第2条第4項
第15条 第2項第 2号	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	任期付育児短時間勤務職員	第15条 第2項第 2号	再任用 短時間 勤務職 員	任期付育児短時間勤務職員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第23条 の2第1 項	第12 条、第 14条 および 第14 条の3	第13条、第14条、第14条の3および第15条の2	第23条 の2第1 項	第12 条から 第14 条、第 14条 の3お よび第 15条 の2	第13条、第14条、第14条の3および第15条の2

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第7条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)			旧 条 例		
	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	任期付育児短時間勤務職員		再任用 職員	任期付育児短時間勤務職員
第27条	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	任期付育児短時間勤務職員	第27条	再任用 短時間 勤務職 員	任期付育児短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2～3 (略)

第23条～第27条 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2～3 (略)

第23条～第27条 (略)

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係） **新旧対照表**

新 条 例 (案)

別表第 1 (第 3 条第 1 号関係)
一般行政職給料表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
基準 給料月額	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

旧 条 例

別表第 1 (第 3 条第 1 号関係)
一般行政職給料表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第 2 (第 3 条第 2 号関係)
教育職給料表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
基準 給料月額	225,200	271,100	324,400	405,200

別表第 2 (第 3 条第 2 号関係)
教育職給料表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	225,200	271,100	324,400	405,200

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係） 新旧対照表

新 条 例 （ 案 ）

別表第3（第3条第3号関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準 給料月額	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

イ 医療職給料表(2)

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準 給料月額	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

旧 条 例

別表第3（第3条第3号関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

イ 医療職給料表(2)

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係） 新旧対照表

新条例(案)

別表第4 (第3条第4号関係)
幼児教育職給料表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準 給料月額	201,500	241,000	255,300	288,400	301,700	315,100

別表第5～別表第6 (略)

旧条例

別表第4 (第3条第4号関係)
幼児教育職給料表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	201,500	241,000	255,300	288,400	301,700	315,100

別表第5～別表第6 (略)

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第5条 (略) (初任給、昇格、昇給等の基準)	第1条～第5条 (略) (初任給、昇格、昇給等の基準)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。	2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。
3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。	3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。	4 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
5 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	5 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
6～8 (略)	6～8 (略)
9 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前	9 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条の規定により当該定年再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> 第6条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項または草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>当該職員に適用される給料表のうちその職務の級により決定される給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> 第7条～第10条 (略) (管理職手当) 第11条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうち規則で指定する職によるものには、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で、その職務の特殊性に基づき規則で定める額を支給(定年再任用短時間勤務職員について、その額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支給)する。	<u>の給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> 第6条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項または草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>その者に適用される給料表のうちその職務の級により決定される給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> 第7条～第10条 (略) (管理職手当) 第11条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうち規則で指定する職によるものには、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で、その職務の特殊性に基づき規則で定める額を支給(再任用短時間勤務職員について、その額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた<u>その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支給)する。</u>

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第12条～第14条の3 (略) (通勤手当) 第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下この項および次項において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃または料金（以下この項および次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）または自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。） (3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号および第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位	第12条～第14条の3 (略) (通勤手当) 第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）または自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。） (3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、別表第6の自動車または自転車等の区分に従いその片道の使用距離に応じた額（定年再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に、自動車または自転車等を駐車するための施設を併せて利用している場合にあつては、次に掲げる区分に応じてそれぞれ次に掲げる額を加算した額 ア～イ (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車または自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額または前号に定める額 3～6 (略) 第15条の2～第16条 (略) (時間外勤務手当) 第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。	円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、別表第6の自動車または自転車等の区分に従いその片道の使用距離に応じた額（再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に、自動車または自転車等を駐車するための施設を併せて利用している場合にあつては、次に掲げる区分に応じてそれぞれ次に掲げる額を加算した額 ア～イ (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車または自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額または前号に定める額 3～6 (略) 第15条の2～第16条 (略) (時間外勤務手当) 第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
(1)～(2) (略) 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項または第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項、第4項および第5項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>または任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第2項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項および第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150	(1)～(2) (略) 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項または第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 3 <u>再任用短時間勤務職員</u>または任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第2項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（<u>前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）および第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合</u> には、100分の175)	(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合</u> は、100分の175)
(2) (略)	(2) (略)
5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。	5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合</u> には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合</u> には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額	(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合</u> は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合</u> は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額
(2) (略)	(2) (略)
6 (略)	6 (略)
第18条～第20条の2 (略)	第18条～第20条の2 (略)
(期末手当)	(期末手当)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における <u>当該職員</u> の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における <u>その者の</u> 在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。	3 <u>再任用職員</u> または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。
4～5 (略)	4～5 (略)
第21条の2～第21条の3 (略)	第21条の2～第21条の3 (略)

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
(勤勉手当) 第22条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</u> 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 第22条の2～第23条 (略) (特定の職員についての適用除外) 第23条の2 第6条第1項から第8項まで、第12条から第14条までおよび第14条の3の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。 2 第17条から第20条までの規定は、第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員には適用しない。ただし、特別の事由がある<u>場合</u>には、この限りでない。 第24条～第26条 (略)	(勤勉手当) 第22条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</u> 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 第22条の2～第23条 (略) (特定の職員についての適用除外) 第23条の2 第12条、第14条および第14条の3の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。 2 第17条から第20条までの規定は、第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員には適用しない。ただし、特別の事由がある<u>場合</u>は、この限りでない。 第24条～第26条 (略)

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
(非常勤職員の給与) 第27条 非常勤の職員(定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を除く。)の給与については、この条例の規定にかかわらず、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定める。 第28条～第29条 (略) (技能労務職員の給与の種類および基準) 第30条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当および退職手当とする。ただし、当該技能労務職員が定年前再任用短時間勤務職員として採用された場合にあっては、扶養手当、住居手当および退職手当は支給しない。 2～3 (略) 第31条～第32条 (略) 付 則 1～8 (略) 9 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳(草津市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年草津市条例第号)による改正前の草津市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する清掃員、火葬員および用務員は、63歳)に達した日後における最初の4月1日(付則第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第6条第1項、第2項、第4項および第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。 10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。 (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職	(非常勤職員の給与) 第27条 非常勤の職員(再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を除く。)の給与については、この条例の規定にかかわらず、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定める。 第28条～第29条 (略) (技能労務職員の給与の種類および基準) 第30条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当および退職手当とする。ただし、当該技能労務職員が地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された場合にあっては、扶養手当、住居手当および退職手当は支給しない。 2～3 (略) 第31条～第32条 (略) 付 則 1～8 (略)

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>員および常勤を要しない職員</u> (2) <u>地方公務員法第28条の5第1項または第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項または第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u> (3) <u>地方公務員法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u> 1 1 <u>地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および付則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u> 1 2 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u> 1 3 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第11項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給</u>	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> <u>14 付則第11項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> <u>15 付則第9項から前項までに定めるもののほか、付則第9項の規定による給料月額、付則第11項の規定による給料その他付則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正（第9条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第2条 (略) (給料) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職員の給料の支給については、初任給、昇格、昇給等の基準に関する事項および給与の減額に関する事項を除き、2号職員にあっては草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける常勤の職員（以下「常勤職員」という。）の、1号職員にあっては給与条例の適用を受ける法第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）の例によるほか、必要な事項は、規則で定める。 (通勤手当) 第4条 会計年度任用職員の通勤手当は、2号職員にあっては常勤職員の例により、1号職員にあっては定年前提任用短時間勤務職員の例によるほか、規則で定めるところにより支給する。 (時間外勤務手当) 第5条 会計年度任用職員の時間外勤務手当は、勤務1時間当たりの給与額に関する部分を除き、2号職員にあっては常勤職員の、1号職員にあっては定年前提任用短時間勤務職員の例により支給する。 第6条～第16条 (略)	第1条～第2条 (略) (給料) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職員の給料の支給については、初任給、昇格、昇給等の基準に関する事項および給与の減額に関する事項を除き、2号職員にあっては草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける常勤の職員（以下「常勤職員」という。）の、1号職員にあっては給与条例の適用を受ける法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の例によるほか、必要な事項は、規則で定める。 (通勤手当) 第4条 会計年度任用職員の通勤手当は、2号職員にあっては常勤職員の例により、1号職員にあっては再任用短時間勤務職員の例によるほか、規則で定めるところにより支給する。 (時間外勤務手当) 第5条 会計年度任用職員の時間外勤務手当は、勤務1時間当たりの給与額に関する部分を除き、2号職員にあっては常勤職員の、1号職員にあっては再任用短時間勤務職員の例により支給する。 第6条～第16条 (略)

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係） **新旧対照表**

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条 (略) (退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(草津市の休日を定める条例(平成2年草津市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷もしくは病気(以下「傷病」という。)による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第5条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。 第2条の2～第3条 (略) (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続	第1条 (略) (退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(草津市の休日を定める条例(平成2年草津市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷もしくは病気(以下「傷病」という。)による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第5条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。 第2条の2～第3条 (略) (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)またはこれに準ずる他の規定により退職した者 (2)～(4) (略) 2～3 (略) (25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)またはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(7) (略) 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。 3 (略) 第5条の2 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第4条第1項第4号および第5条第1項(第1号および第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達したことにより退職することとなる日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項および前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ	期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)またはこれに準ずる他の規定により退職した者 (2)～(4) (略) 2～3 (略) (25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)またはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(7) (略) 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。 3 (略) 第5条の2 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第4条第1項第4号および第5条第1項(第1号および第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達したことにより退職することとなる日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項および前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係） **新旧対照表**

新 条 例 (案)	旧 条 例						
れぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	れぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。						
<table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	<table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					
第5条の4～第6条の3 (略) (退職手当の調整額)	第5条の4～第6条の3 (略) (退職手当の調整額)						
第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条および第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職および通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。 <u>第7条第4項において「休職月等」という。</u>)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項および第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。	第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条および第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職および通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。 <u>以下「休職月等」という。</u>)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。						
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)						
2～5 (略)	2～5 (略)						
第6条の5～第8条 (略) (定年前に退職する意思を有する職員の募集等)	第6条の5～第8条 (略) (定年前に退職する意思を有する職員の募集等)						
第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。	第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。						
(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から <u>20年</u> を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集	(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から <u>15年</u> を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集						
(2) (略)	(2) (略)						
2～10 (略)	2～10 (略)						
第9条 (略) (失業者の退職手当)	第9条 (略) (失業者の退職手当)						

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第10条 (略) 2～3 (略) 4 第1項および前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、<u>当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)</u>は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない。 5～10 (略) 11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4) (略) (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の	第10条 (略) 2～3 (略) 4 第1項および前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。 5～10 (略) 11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4) (略) (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
紹介した職業に就くため、または市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額	紹介した職業に就くため、または市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
(6) (略)	(6) (略)
12～17 (略)	12～17 (略)
第11条～第13条 (略)	第11条～第13条 (略)
(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)	(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者(第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。	第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者(第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u> 」という。)を受けたとき。	(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「 <u>再任用職員に対する免職処分</u> 」という。)を受けたとき。
(3) 当該任命権者が、当該退職をした者(<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u> の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	(3) 当該任命権者が、当該退職をした者(<u>再任用職員に対する免職処分</u> の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
2～6 (略)	2～6 (略)
(退職をした者の退職手当の返納)	(退職をした者の退職手当の返納)
第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当	第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
該退職に係る任命権者は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条および第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) (略) (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>を受けたとき。 (3) 当該任命権者が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 (略) 第16条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る任命権者が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職	該退職に係る任命権者は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合<u>にあつては</u>、これらの規定により算出される金額（次条および第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) (略) (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u>を受けたとき。 (3) 当該任命権者が、当該退職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分</u>の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 (略) 第16条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る任命権者が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受ける

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該任命権者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項または前条第3項において準用する草津市行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中	べき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該任命権者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項または前条第3項において準用する草津市行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6～8 (略) 第18条～第20条 (略) 付 則 1～2 (略) 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年草津市条例第	に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u>を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u>を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6～8 (略) 第18条～第20条 (略) 付 則 1～2 (略) 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年草津市条例第

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
27号。以下「一部改正条例」という。)付則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までおよび付則第8項から第15項までの規定により計算した額に、それぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条ならびに付則第3項」とする。 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(一部改正条例付則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項または第5条の2および付則第10項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(一部改正条例付則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条または付則第9項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。 6 (略) 7 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行	27号。以下「一部改正条例」という。)付則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額に、それぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条ならびに付則第3項」とする。 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(一部改正条例付則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項または第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(一部改正条例付則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。 6 (略) 7 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
うことが適当であると認めたもの ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。） 」とする。 8 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳(草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年草津市条例第 号)による改正前の草津市職員の定年等に関する条例(昭和58年草津市条例第30号)第3条ただし書に規定する職員(以下「労務職員」という。)に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および第4条第1項または第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または付則第8項」とする。 9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳(労務職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および同条第1項または第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または付則第9項」とする。 10 草津市職員の給与に関する条例付則第9項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。 11 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者に対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達したことにより退職することとなる日」とあるのは「定年(付則第8項に規定する	うことが適当であると認めたもの ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。） 」とする。

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例				
労務職員(以下「労務職員」という。)以外の者にあつては60歳とし、<u>労務職員にあつては63歳とする。)</u>に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(労務職員以外の者にあつては60歳とし、<u>労務職員にあつては63歳とする。)</u>と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。 12 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(規則で定める者を除く。)に対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「1年」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。 <table border="1" data-bbox="219 1070 1106 1209"> <tr> <td>労務職員以外の者</td><td>60歳</td></tr> <tr> <td>労務職員</td><td>63歳</td></tr> </table> 13 当分の間、第4条第1項第4号および第5条第1項(第1号および第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用および第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文および第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、および第	労務職員以外の者	60歳	労務職員	63歳	
労務職員以外の者	60歳				
労務職員	63歳				

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第10条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 14 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であつて付則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「付則第12項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 15 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であつて付則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第11条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年草津市条例第27号）の付則の一部改正	
付 則 1～2（略） 3 草津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和58年草津市条例第6号）の施行の日（以下「基準日」という。）に在職する職員のうち、基準日以後に草津市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条までまたは付則第8項もしくは第9項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の3までおよび付則第8項から第15項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。 4 基準日に在職する職員のうち、基準日以後に草津市職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項または同条例第5条の2および付則第10項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 5 基準日に在職する職員のうち、基準日以後に草津市職員の退職手当に関する条例第5条または付則第9項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。 6 当分の間、基準日に在職する職員のうち、昭和64年4月1日以後に市長の定める基準による勧奨を受けて退職した者で、かつ、草津市職員の退職手当に関する条例第3条の規定の適用を受ける者に対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条例第5条および第5条の2の規定の例により計算して得られる額とし、同条例第4条の規定の適用を受ける者に対する退職手当の額は、同条および付則第3項の規定にかかわらず、同条例第5条および第5条の2の規定の例に	付 則 1～2（略） 3 草津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和58年草津市条例第6号）の施行の日（以下「基準日」という。）に在職する職員のうち、基準日以後に同条例第1条の規定による改正後の草津市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。 4 基準日に在職する職員のうち、基準日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項または新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 5 基準日に在職する職員のうち、基準日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。 6 当分の間、基準日に在職する職員のうち、昭和64年4月1日以後に市長の定める基準による勧奨を受けて退職した者で、かつ、新条例第3条の規定の適用を受ける者に対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、新条例第5条および第5条の2の規定の例により計算して得られる額とし、新条例第4条の規定の適用を受ける者に対する退職手当の額は、同条および付則第3項の規定にかかわらず、新条例第5条および第5条の2の規定の例により計算した額に付則第3項

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第11条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
より計算した額に付則第3項の規定の適用があるものとして計算して得られる額とする。	の規定の適用があるものとして計算して得られる額とする。